

# 令和7年度集団指導 ～軽費老人ホーム～

- ・これまでの検査による指摘・指導事項例
- ・令和6年度改定事項

令和8年3月  
富山県厚生部高齢福祉課  
富山市福祉保健部指導監査課・長寿福祉課



## ◎基準条例等について

- ▶ 基準省令：「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年5月9日厚労令第107号）
- ▶ 解釈通知：「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について」  
（平成20年5月30日老発0530第2号）
- ▶ 県条例：「富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」  
（令和7年3月26日富山県条例第8号）
- ▶ 注：富山市内の事業所については、富山市の条例が適用されますので、市条例をご確認ください。



# これまでの検査による指摘・指導事項例



# 検査の流れ

## ●日程調整(県→施設)

検査の実施日についての日程調整

## ●事前提出資料

日程調整後、県から施設へ正式に実施通知を送付。

併せて、当日に準備していただく資料及び事前に提出いただきたい資料について通知。

## ●当日

県の職員が施設に伺い、県条例及び国の解釈通知に従って運営基準・人員基準・設備基準が満たされているか確認を行う。

<流れ>

- ① 挨拶、施設・設備等の巡回
- ② 関係書類の確認 ※面談形式で実施。
- ③ 講評

## ●指導結果通知及び改善報告書の提出

検査後、県から施設へ指導結果について文書で通知。

検査結果を受けての改善報告を約3週間以内に施設から県へ提出。



# 事例 1 : 研修会・委員会の開催について①

## 指摘事項

条例に定められている研修及び委員会について定期的に行われていない。

### ●ポイント

	委員会	研修会	訓練
身体的拘束	3月に1回	年2回	
業務継続計画		年2回	年2回
非常災害対策			計画に定められた回数以上
感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置	おおむね3月に1回	年2回	年2回
事故防止	定期的な開催	年2回	
虐待防止	定期的な開催	年2回	



# 事例1：研修会・委員会の開催について②

## ●根拠法令

### ・基準省令抜粋 第17条

- 5 軽費老人ホームは、**身体的拘束等の適正化を図るため**、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を**3月に1回以上開催**するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための**研修を定期的**に実施すること。

### 第24条の2

軽費老人ホームは、**感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画**（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、**必要な研修及び訓練を定期的**に実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### 第26条

- 2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて**感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。**
- (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を**おおむね3月に1回以上開催**するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
  - (2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的**に実施すること。



# 事例1：研修会・委員会の開催について③

## ●根拠法令

- ・基準省令抜粋  
第33条

軽費老人ホームは、**事故の発生又はその再発を防止するため**、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）**及び職員に対する研修を定期的に行うこと。**
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 第33条の2

軽費老人ホームは、**虐待の発生又はその再発を防止するため**、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する**委員会**（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）**を定期的**に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための**研修を定期的**に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- ・解釈通知抜粋  
第5・4・(5)

**身体的拘束等の適正化のための研修**の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該軽費老人ホームにおける指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な教育（年2回以上）**を開催するとともに、**新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。**



# 事例 1 : 研修会・委員会の開催について④

## ●根拠法令

### ・解釈通知抜粋

#### 第5・12 業務継続計画の策定等

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

#### 第5・13 衛生管理

(2)

ウ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が施設に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な教育（年2回以上）**を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。

エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、**訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）**に行うことが必要である。

#### 第5・19 事故発生の防止及び発生時の対応

(4) 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な教育（年2回以上）**を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。

#### 第5・20 虐待の防止

③ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該軽費老人ホームが指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な研修（年2回以上）**を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。



## 事例 2 : 重要事項説明書①

### 指摘事項

- ・ 苦情処理の体制及び手順が記載されていない。
- ・ 第三者評価の実施状況が記載されていない。

### ポイント

- ・ 苦情処理については、受付窓口だけでなく、**苦情処理の体制及び手順まで記載する**必要がある。
- ・ 第三者評価の実施状況については、**実施の有無にかかわらず**記載する必要がある。実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について明記すること（実施していない場合は、**「実施なし」と明記すること**）。

### 根拠法令

- ・ 重要事項説明書の同意及び内容について

#### \* 基準省令第12条第1項

- 1 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

#### \* 解釈通知第4・1・(1)

基準第12条第1項は、軽費老人ホームは、入所者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該軽費老人ホームの運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価実施状（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、（略）。



# 事例 2：重要事項説明書②

## ●根拠法令

### ・苦情処理について

#### \* 基準省令第31条

1 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

#### \* 解釈通知第5・17

(1) 基準省令第31条第1項にいう「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示すること等である。



# 事例 3 : 運営規程

## 指摘事項

- ・ 従業者の配置状況について、貴施設の職員配置の実態と整合性が取れていない。
- ・ 利用料その他費用の金額が明記されていない。  
(重要事項説明書に記載されている費用の内容及び金額と整合性を取ること。)

## ●ポイント

- ・ 従業者の配置状況について、古いままとなっており、最新の配置状況の実態と合っていない場合が多い。
- ・ 利用料の具体的な金額については、重要事項説明書や料金表などに記載されている内容を運営規程にも記載すること。

## ●根拠法令

- ・ 解釈通知第1・6(抜粋)
  - (1) 職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準省令第11条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。
  - (2) イ 費用の額については、生活費や居住に要する費用のほか、日常生活等を送る上で、入所者から徴収する費用の額を規定するものであること。



# 令和 6 年度改定事項



# 改正事項①

## 1 施設長が兼務できる事業所の範囲の緩和

<改正前>

基準省令第11条 略

2、3 略

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができる。



<改正後>

第12条 略

2、3 略

4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

<解釈通知抜粋>

第3・1・(5)

施設長は常勤であり、かつ、原則として専ら当該軽費老人ホームの管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ・ 当該軽費老人ホームの従業者としての職務に従事する場合
- ・ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該軽費老人ホームの入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の施設長又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において施設長自身が速やかに当該軽費老人ホームに駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。））

# 改正事項②

## 2 協力医療機関の要件について新設

<改正後>

基準省令第27条（抜粋）

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
  - (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - (2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

届出の様式については  
県HP「協力医療機関に関する届出」を参照。

<https://www.pref.toyama.jp/1211/kurashi/kenkou/koureisha/kj00021785/kyouryokuiryoukikan-todokede.html>



## 改正事項③

### 3 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携について

<改正後>

基準省令第27条（抜粋）

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

## 改正事項④

### 4 「書面掲示」規制の見直し

<改正後>

基準省令第28条（抜粋）

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。



# ※ 受講確認の入力をお願いします ※

回答期限：令和8年6月30日（火）

富山県所管・富山市所管で入力フォームが異なります

## 富山県所管の事業所

- ▶ 受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=1b0Xe1sy>

## 富山市所管の事業所

- ▶ 法人単位ではなく、**事業所ごと**の回答をお願いします。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/1mv9pUQo>